

地域医療支援病院名称承認申請概要書

1 開設者の住所等

住 所	刈谷市住吉町5丁目15番地
名称及び代表者職・氏名	医療法人豊田会 理事長 豊田 鐵郎

2 病院の名称等

名 称	刈谷豊田総合病院					
所 在 地	刈谷市住吉町5丁目15番地					
診療科名	内科、精神科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科、歯科、歯科口腔外科（計20診療科）					
病 床 数	精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
		6			704	710床

3 施設の構造設備

施 設 名	設 備 の 有 無	
集 中 治 療 室	①有	無 病床数 13床
化 学 検 査 室	①有	無
細 菌 検 査 室	①有	無
病 理 検 査 室	①有	無
病 理 解 剖 室	①有	無
研 究 室	①有	無
講 義 室	①有	無
図 書 室	①有	無
救急用又は患者搬送用自動車	①有	無 保有台数 1台
医薬品情報管理室	①有	無

4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備状況

(1) 紹介率

紹介患者の数 (A)	初診患者の数 (B)	紹介率 (A/B×100)
23,519人	34,322人	68.5%

(2) 逆紹介率

逆紹介患者の数 (C)	初診患者の数 (B)	逆紹介率 (C/B×100)
19,485人	34,322人	56.8%

5 共同利用のための体制の整備状況

(1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	5,851施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	5,851施設
共同利用に係る病床の病床利用率	52.3%

(2) 共同利用の範囲

施設名等	開放型病床、医療機器（CT、MRI、RI、X線一般撮影装置、ポジトロン断層撮影装置（PET-CT）、内視鏡検査、生理検査、超音波検査、図書室、会議室、研究室
------	--

(3) 共同利用の体制

共同利用に関する規定	①・無
利用医師等登録制度の担当者	①・無

(4) 利用医師等登録制度

登録医療機関数	450施設
うち申請者と直接関係のない医療機関数	450施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

常時利用可能な病床数	5床
------------	----

6 救急医療を提供する能力の状況

(1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職 種	専 従		非 専 従	
	常 勤	非 常 勤	常 勤	非 常 勤
医 師	1 人	0 人	1 9 7 人	0 人
看 護 師	1 4 4 人	0 人	1 2 0 人	0 人
その他	0 人	0 人	1 3 6 人	0 人

(2) 重症救急患者のための病床

優 先 的 に 使 用 で き る 病 床	1 3 床
専 用 病 床	2 0 床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施 設 名	救命救急センター、救急処置室、ICU、CCU、NICU、放射線検査室、アンギオ室、臨床検査室、手術室、内視鏡センター
-------	--

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	9, 4 5 8 人
--------------------------	------------

(5) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和 39 年厚生省令第 8 号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院である場合	☑・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和 52 年 7 月 6 日付け医発第 692 号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している場合	☑・否

7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況

(1) 研修の実績

研 修 の 内 容	回 数	研 修 者 数
訪問看護呼吸ケア勉強会、在宅ケア地域連携の会、栄養ケア地域連携の会、STエンゲ連携勉強会、地域連携パス事例発表会 等	3 6 回	1, 7 9 8 人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施 設 名 等	第 1・2・3 会議室 第 4 会議室 第 5 会議室
---------	-----------------------------

8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法

(1) 管理責任者等

管 理 責 任 者	① ・ 無
管 理 担 当 者	① ・ 無

(2) 閲覧責任者等

閲 覧 責 任 者	① ・ 無
閲 覧 担 当 者	① ・ 無

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

学 識 経 験 者	1人
医師会等医療関係団体の代表	7人
地域の住民代表	1人
当該病院の関係者	5人
そ の 他	3人

10 患者からの相談に適切に応じる体制

患者相談を行う場所	総合相談室
-----------	-------

11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーションとの連携強化（相談・情報共有・連携会議） ・退院時共同カンファレンス
医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応窓口での専門職対応 ・医療施設等への情報提供 ・KT マネット（地域連携ネットワークシステム）
その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員との連携協議会 ・介護支援専門員との連携マニュアル作成 ・在宅移行退院患者症例検討会開催

1 2 その他地域医療支援病院に求められる取組み

(1) 連携体制を確保するための専用の室等

施設名称	地域医療・総合センター 地域連携室
担当者	① ・ 無

(2) 病院の機能に関する第三者による評価

病院の機能に関する第三者による評価	① ・ 無
-------------------	-------

(3) 退院調整部門

退院調整部門	① ・ 無
--------	-------

(4) 地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携クリティカルパス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5大がん地域連携クリティカルパス ・ 大腿骨頸部骨折地域連携パス ・ 脳卒中地域連携パス
------------------	--

(5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

情報発信の方法	病院広報誌、ホームページ、院内掲示、リーフレット
---------	--------------------------